

中華人民共和国における ADR

Zheng Rungao*

本論文は、中国における裁判外紛争解決手段（ADR）の発展について非常に簡単な紹介をするものである。中心のテーマは、ADR の定義およびそのさまざまな形、そして中国における ADR の最も際立った推進者である中国国際貿易推進協議会（CCPIT）/中国国際商業会議所（CCOIC）の調停センターの組織と活動である。

本論文は4つの部分からなる。第1部ではADRの定義と起源を説明する。第2部では、中国において最も重要かつ発展したタイプの調停を含め、中国におけるADRの展開を説明する。第3部では、CCPIT調停センターの調停手続の概略を提示する。最後に結論を第4部に記す。

第1部 ADRの定義

ADRの誕生地は、少なくとも最新のものでは米国である。類似の紛争解決手段は中国にも昔からあったが、中国の法曹界や実業界によるADRという概念の研究および受け入れは、かなり最近のことである。

ADRは、法的に拘束力をもつ結果が両当事者に課されない、第三者が介入する構造的プロセスが関係する紛争解決手段と見なすことができる。

多くの分野での社会慣行と同様に、定義は水を漏らさぬものにも、最終的なものにもならない。ADRの定義を明確に理解するには、ADR発展の背後にある意図を認識しなければならない。

米国の最高裁前首席裁判官である Warren Burger はかつて次のように言った。

「我々の職業の義務は...人間の対立の治療者となることである。我々の伝統的な義務を果たすということは、可能な限り短時間に、可能な限り少ない経費で、関係者が受け入れ可能な結果を生み出せるメカニズムを提供すべきである、ということである。これが正義というものに他ならない。」

上記の基準に鑑みて、訴訟における問題点はよく認識されており詳しく議論する必要はない。差止命令や、特別のケースで利用できるその他の迅速な救済手段を別にすれば、訴訟は、一般的に、遅延、費用、日常生活への妨げ、あるいは事件が「弁護士の手に乗ねられた」場合の訴訟のコントロールの喪失などが伴う。訴訟では弁護士費用は非常に高額である。多くの場合、勝訴したとしても、その費用は敗訴当事者から回収できない。口頭での証拠開示は耐え難いほど長引くことがある。訴訟の件数が多過ぎるので、審理が開始されるまでに時間がかかる。制度が異なるので

* 中国国際商業会議所調停センター（CCOIC）調停人

当事者にとっての困難の程度は国によって異なるが、これらは大部分の法域で訴訟当事者が直面していることである。

仲裁についてはどうだろうか。最初は「商業者が自身の紛争を判断する」プロセスとして考えられた仲裁は、かなりの利点を誇っていた。当事者は、事件の審理を簡略化し、特定の技術分野で専門知識をもつ仲裁人を利用できる手続について合意できる。したがって仲裁は訴訟の代替物と見なすことができる。つまり、当事者は訴訟の問題点を回避し、世間の評判になったり、紛争の対象について必要な知識をもたない裁判官に裁かれることもなく、法律に基づいた法的に拘束力をもつ裁定を得る。

しかし仲裁もやはり手続上、複雑であり、時間がかかり、裁判所と同様に（あるいはそれ以上に）不確かな決定が下されることもある。さらに裁判官は無料であるのに民間の仲裁人には当事者が謝礼を支払わなければならないという、不利な点もある。また、仲裁人は、裁判という敵対的で非常に複雑な手続に慣れている弁護士に対して、十分に頑強でありえているかという議論もある。この議論の是非あるいはその歴史的な曲折はともかくとして、裁判官に提示される議論および証拠を根拠に当事者の主張の是非を認定するように作られた手続であるという、訴訟の本質的な特徴を仲裁は共有しているので、内在的にこれらの問題が起こりうるということは言うておかなければならない。

しかし訴訟や仲裁について評価する際には、バランスが取れた態度を取ることが重要である。訴訟は決して有効でも当事者の利益にもならないと考えたり、仲裁は当事者が自身の手続を決定し、自身の裁判官を選択し、手続のプライバシーを確保し、適切な状況では裁判所への上訴を回避することを可能にするなどの理由で全面的な訴訟に対する可能な「代替物」になる、という事実を否定する誘惑には抵抗しなければならない。

これらの懸念にも関わらず、紛争解決はサービス産業であり、真の顧客のニーズを認識しなければならないということは幅広く受け入れられている。実業界および紛争解決業界自体からの圧力が、ADR 理論の誕生、そしてその種類や手法の拡大をもたらしてきた。

第 II 部 中国における ADR の発展

歴史的起源

伝統的に、中国には国際的性質の商事紛争の解決方法が 4 種類ある、ということは一般に合意されている。つまり交渉、調停、仲裁そして訴訟である。その中で調停が紛争解決に最も幅広く使われている方法である。

最初は米国で、そしてその後、他の法域でも訴訟や仲裁がうまくいっていないとの認識が ADR の登場を促したが、中国でもその期間、複雑さそして費用について、幅広い批判を生み出してきた。さらに中国における ADR 発展の要因は、その独自の文化的背景に求めることが出来る。中

国には古代から続く文化的伝統をベースに発達してきた、非公式かつ敵対的ではない手段を好む、歴史的に根深い傾向がある。対決型ではない紛争解決手続によって、両当事者の顔がつぶれず、取引関係が維持されうる。このことが、中国での紛争解決プロセスにおける調停への確固とした支持をもたらし、訴訟や仲裁手続においてさまざまな形式の調停が存在する理由を説明するのに役立つであろう。

中国では ADR の多くが、訴訟や仲裁と組み合わせられ、混合プロセスと呼ばれうるものになっており、適切な状況において最終的には法的に拘束力のある結果をもたらす。したがって中国での法律実務においては、ADR の定義は上記の定義とやや異なる。つまり、混合プロセスにおいてはもし紛争の両当事者が合意するならば、ADR の結果は法的拘束力のある結果を導く。

ここで明確にすべきは、ADR プロセスの下で得られた新たな合意または契約は、もちろん両当事者を法的に拘束するが、契約で言及された義務は裁判所では直接は執行できないということである。中国の法律実務においては、この特定の文脈でのいわゆる「法的に拘束力のある結果」とは、一方当事者の申立を受けて裁判所が執行することができる法律文書またはなんらかの形式で表現された義務として定義される。

中国では、紛争への第三者の介入が、程度はともかく、ADR にとって不可欠な要素であると、広く受け入れられている。したがって、第三者の介入がない交渉は、ADR の一形式であるとは見なされない。一方で、仲裁は、その多くの利点および ADR の他の形式との類似性にも関わらず、執行力のある仲裁判断という形式で両当事者に課される、法的に拘束力のある結果を最終的には導くという、その本来の性質のため、多くの人々は ADR の一形式であるとは見ない。むしろ、ADR (Alternative Dispute Resolution = 代替的紛争解決) はその名称が示すように、訴訟や仲裁の代替物として使われる紛争解決プロセスと見なされてきた。

上記の理由に加えて、実業界や法律註釈者の間での、訴訟や仲裁に対する、より効率的で有効な代替手段の開発に向けての強い動機には、中国、特に低開発地域で裁判所判決や仲裁判断を執行することが困難なことがある。しかし、判決や仲裁判断の執行における問題が、中国の立法府や行政府によって重視されるようになり、ここ数年、かなりの進歩が見られる。

ADR の種類

ADR は、当事者がプロセスおよび結果をコントロールできる程度によって分類される。たとえば一方的行為 (unilateral action)、交渉 (negotiation)、調停 (mediation)、調停 (conciliation)、早期中立評価 (early neutral evaluation)、判定 (adjudication)、略式陪審、ミニトリアルなどである。しかしすべての法制度がそれ自身の伝統および慣行を有していることを指摘しなければならない。異なる法制度では異なる ADR の方法が発展しうる。上記の中では、中国には西側の意味での陪審制度はないので、略式陪審は存在しない。またすでに述べたように、中国では、程度に関わらず第三者の干渉がない交渉は ADR とは見なされない。最もよく見られ幅広く使われる ADR の形式は、調停 (mediation、conciliation) である。

中国では ADR プロセスは、混合プロセスつまり裁判手続や仲裁手続と組み合わせられた ADR と、非混合プロセスつまり ADR 機関によって実施される手続とに分類できる。したがって、ADR の種類を、ADR を扱う組織に基づき検討することが有用である。ADR という概念は中国の法曹界ですでに受け入れられているが、最も幅広く利用されている ADR の形式は調停（斡旋）であり、他の形式の利用は非常に稀である。したがって私はここに、中国で最も典型的な形の調停を説明する。

裁判外の紛争解決手段における用語の曖昧さのため、調停（mediation）と調停（conciliation）という用語はしばしば同じ意味で使われる。中国語では、英語の conciliation と mediation の意味は同義であり、個別に対応する単語も意味の区別もない。どちらも「Tiaojie」と呼ばれる。しかしこの2つの用語の明確な区別が、理論上でも実践上でも重要であると思われる。

調停（mediation）は独立した第三者を利用する手法であり、調停人（mediator）は可能な和解策に向けて両当事者をまとめるために、当事者が感情ではなくそれぞれの真の利益と正当性に焦点を当てる助けをする。調停（mediation）プロセスにとって肝心なのは、独立した第三者は通常、何が適切な和解策であるのかについての勧告はせず、両当事者が自身の合意を見出し和解することを助けるためにのみ存在することである。

一方、調停（conciliation）における調停人（conciliator）は、紛争当事者をまとめ、主要な問題に焦点を当てることを助けるための努力はするが、通常、調停人（mediator）よりも干渉的である。

どちらの調停が利用されるにせよ、当事者の自主性が最優先される。調停の合意に失敗した場合には、混合手続、つまり裁判手続および仲裁手続における裁判官および仲裁人あるいは非混合の調停手続における調停人は、両当事者に調停を強制することはできない。当事者はこの自由を2つの形で行使できる。両当事者は調停手続に参加すると合意することができる。あるいは調停の結果が拘束力をもつ法的効果をもつ前のいかなる時点において、調停手続から撤退することもできる。

1. 裁判手続中に実施される調停（conciliation）

裁判手続中に実施される調停は、その表現が示すように、裁判手続の一部と見なされる（以下、「裁判調停」という）。

多くの場合は決して強制的な手続ではないが、中国裁判所の判事は通常、民事訴訟の審理中、両当事者の自主性という原則の下に紛争を調停しようと努力する。調停においては、裁判所は両当事者が紛争を解決することを助けるだけであり、和解に達することを強いることはしない。

和解に達したら、和解合意書に裁判官および裁判所書記官が署名し、裁判所の印影が押捺され、いわゆる調停書が作成される。裁判所により交付される調停書は、その形式や内容において裁判所の判決に類似しているが、両当事者に送付され両当事者が署名することによって受け入れるま

では効力をもたない。いずれかの当事者が署名することによって受け入れる以前に和解への同意を撤回した場合には、調停書は無効となり裁判手続が再開される。

裁判所によって交付され、その後法的効果を得た調停書は、裁判所による判決と同一の法的効果をもつが、それに対する上訴は認められない。これは主として、和解は両当事者が相互の同意によって達せられたからである。いずれのかの当事者が裁判所による調停書の実施を拒絶した場合には、相手方当事者は裁判所に強制執行を申請する権利をもつ。

2. 仲裁機関によって実施される調停 (conciliation)

仲裁手続中に実施される調停は、その表現が示すように、仲裁手続の一部と見なされる（以下、「仲裁調停」という）。

中華人民共和国の仲裁法には、調停に関する 2、3 の規定が見られるが、これは明らかに、仲裁手続において調停が幅広く利用されることを反映している。

仲裁人は仲裁判断を提示する前にまず、調停を試みることができると法律は定める。調停中に和解が得られたら、仲裁人は調停書、つまり和解の結果に基づく仲裁判断を交付する。交付された調停書は仲裁判断と同一の法的効力をもつ。

中国国際経済貿易仲裁委員会 (CIETAC) は主として仲裁の普及に関心を注いでいるが、調停と仲裁の組合せの推進に長い歴史をもっている。

CIETAC 仲裁規則は、両当事者が調停を望むなら、またはいずれかの当事者がそれを望み、仲裁人が相談したときに相手方当事者がそれに同意すれば、仲裁人は仲裁の過程で、その裁判権の下で紛争を調停することができる。

仲裁人は、自身が適切だと考える態様で調停を実施することができる。仲裁人によって実施された調停を通じて和解が得られた場合、両当事者は書面で和解合意書に署名する。そして両当事者が別段の合意をしていない限り、仲裁人は和解の内容に基づき仲裁判断を下す。

仲裁調停の非常に重要な特徴は、調停が失敗した場合、いずれかの当事者により、または仲裁人によりなされ、提示され、提起され、承認され、受け入れられまたは拒絶された表明、意見、見解または提案は、その後の仲裁手続、司法手続またはその他の手続において請求、抗弁および/または反対請求の根拠として提起してはならないことである。

一般に中国の仲裁人は通常、仲裁手続中に紛争の調停を強調する。仲裁法に関する上記規定および実務は、中国の仲裁史に古い起源をもつ「調停と仲裁の組合せ」という精神を反映している。

3. 調停機関による調停（conciliation）

裁判調停や仲裁調停が、訴訟または仲裁手続に従属する混合調停手続であるとすれば、調停機関による調停（機関調停）は、非混合の独立した調停プロセスである。

ADR の最も目立った推進者は CCPIT 調停センターであり、CCPIT の調停例が、特にその手続に関して、中国での機関調停の有用なモデルとなる。

裁判調停や仲裁調停と比較して、機関調停における当事者は、法律の強制規定には違反しないことを条件として、調停規則を選択し相互の同意によりその規定のいずれかを除外または変更できるという、より大きな自由を与えられている。

調停結果の執行力は仲裁判断や裁判所の判決とは異なる。中国法の下では、両当事者により、または調停手続中に得られた調停合意には執行力はない。つまり、法律文書の執行に対して裁判権をもつ裁判所は、調停合意において定められた実体的義務についての執行はしない。ただしその合意はその後の法的手続において証拠として使用できる。

ADR 機関

中国国際貿易推進協議会（CCPIT）／中国国際商業会議所（CCOIC）の調停センター（以下、「調停センター」という）は 1987 年設立された。その当時は北京調停センターと呼ばれていた。1992 年、さまざまな省、地方自治体および主要都市の主として CCPIT の支部の中に 40 のセンター支部を設立した。中国全体に散らばる調停センターは、いわゆる調停ネットワークを形成した。このネットワークは主として、統一された調停規則、つまり CCPIT 調停規則を使って国際（外国関連）紛争を扱っている。調停センターおよびその支部の任務は、国際的な慣行および基準に合致した正式の調停の枠組みを提供し、中国での取引や投資の環境を改善することである。

中国本土全体を対象とする調停ネットワークは、2001 年までに、3000 件を超える紛争を受理した。調停に関係する当事者は 30 の国および地域を超える。これらの年月を通してのたゆまぬ努力の結果、高度なプロフェッショナリズムが生まれ、調停ネットワークが扱った紛争の 80%が解決している。

センターは専門の調停人、サポート・チーム、および紛争管理サービスによる、高レベルの調停サービスによって、何年もの間、中国の主要国際 ADR センターとして維持されてきた。

第 III 部 CCPIT 調停の調停手続

1. 調停の範囲

CCPIT 調停の下で調停されうる紛争の範囲には、貿易、金融、担保、投資、知的財産、技術移転、不動産、建設契約、輸送、保険、あるいはその他の商事、海事に関する契約上およびそれ以外の紛争が含まれる。

調停センターは、下記の問題に関係する紛争は受理しない。

1. 結婚、養子縁組、後見関係、扶養、および相続
2. 法律によって、行政機関によって処理されることが要求される行政関係の紛争
3. 労働紛争、および請負農業経営に関する農業共同経済組織内での紛争

2. 当事者の自主性

両当事者はいかなる時点でも、これらの規則の除外あるいは変更に参加することができる。規則の除外または変更が、当事者が修正できない法律の規定と抵触する場合には、その規定が優先する。

CCPIT/CCOIC の調停センターは、両当事者が紛争の発生前あるいは発生後に締結した、紛争はいずれかの調停センターに付託されると定めている調停契約に基づいて、事件を受理する。かかる契約がない場合には、調停センターは、相手方当事者の同意の下に、一方当事者からの調停申立に基づいて事件を受理することができる。

調停契約とは、契約内に挿入された調停条項、あるいは、契約に関連した紛争は調停に付託することを両当事者が合意した他の形式を指す。

被告が、規則で定められている期限（30 日）以内に調停への同意を確認しなかった場合には、調停を拒否したと見なされる。被告が 30 日の期限後に調停への同意を確認した場合には、調停センターはその裁量で、その確認を受理するか否かを決定する。

3. 調停人の指名

各調停センターは、自身の調停人リストをもっている。調停センターは、当事者が自身の特殊な紛争のために選択できるように調停人パネルを維持している。センターの調停人パネルには、尊敬されている調停人、仲裁人、判事、補助者（facilitators）及び中立のアドバイザーなどが含まれる。

調停センターは、そのパネルを、それぞれの経験、評判、および事件を裁定し紛争を解決した実績に基づいて選択する。我々のパネルは、商業契約、投資、担保、知的財産、技術移転、不動産、建設、通信、保険などの商事紛争を解決するための専門的な知識と技能をもち、すべての紛争のタイプに経験をもっている。

調停人は調停のプロセスを通じて中立かつ公平である。いかなる者も、両当事者の書面による同意なしでは、自身が金銭的または個人的利害をもつ紛争の調停人にはなれない。当事者は利益相反に基づく忌避権限を放棄することができる。しかし、利益相反がプロセスの正当性に深刻な疑義を投げかける場合には、調停人は全面的な放棄を受理した場合でも辞退すべきである。

調停人は偏見の推定を生み出す可能性のある状況を開示しなければならない。かかる状況には、例として下記のケースが含まれる。

1. 調停人および/または調停人の法律事務所が、過去 5 年間に当事者またはその法律事務所と
もった、すべての事業上および専門家としての関係
2. 調停人がいずれかの当事者に対してもつ金銭的利害関係
3. 調停人が当事者の役員もしくは従業員、または当事者を代表する個人に対してもつ、何らか
の重要な社会上、事業上または専門家としての関係

通常は、紛争は各当事者がそれぞれ指名した 2 名の調停人によって、共同で調停される。両当事者が別途の合意をしない限り、当事者は調停人パネルから調停人を選択する。下記の場合には調停センターが調停人を選択する。

- a. いずれかの当事者が調停人を選択しなかった場合。または、
- b. いずれかの当事者がセンターに、自身のために選択するように委任した場合。

両当事者は、自分たちの紛争の調停のために、共同で 1 名の調停人を指名することもできる。

以上のように調停人パネルから調停人が選出または割り当てられたら、両当事者は、その調停人の雇用関係、教育、そして調停人としての経験、訓練および信用に関する情報を提供される。

4. 調停の方法

調停人は紛争の性質と複雑さおよび関係する争点と人物の正確な理解を得ることによって、紛争処理を始める。次に、すべての当事者の必要性を満たすプロセスを構築し、素早い紛争解決を推進する。

調停は、調停センターが位置する場所か、調停が運営できるならば、関係当事者の合意に基づく他の場所で実施される。後者の場合、それによって生じる経費は当事者が負担する。

調停人は、当事者に和解を強いる権限はもたず、両当事者の満足のいく紛争解決到達のために、独自かつ公平な態度で助ける。調停人は、自身が適切だと考えるいかなる方法でも、和解を推進することができる。この方法には、例として下記のものが含まれる。

1. 調停人の選択後は、調停人、すべての当事者およびその代理人は、調停人によってまたは両当事者の合意によって決定される、すべての調停会合において、直接または会議電話で参加する。
2. 調停人は各当事者に、紛争についてさらなる説明文書を提出するように要請することができる。
3. 調停人は各当事者またはその代理人と、個別に会合し伝達することができるが、他のすべての当事者に、その個別の会合または伝達について通知するものとする。
4. 調停人は、当事者との共同および個別の会合を実施し、また、和解のために口頭または文書で勧告する権限をもつ。
5. 調停人は両当事者の合意を得て、紛争の技術的側面に関して専門家の助言を得ることが認められる。
6. 調停人は自身の裁量で、または両当事者の要請で、両当事者の主張および和解しなかった場合に想定される紛争解決についての評価を提示する。
7. 調停人は両当事者に、最終和解案を提示することができる。

調停人は両当事者の合意に基づき、調停において補佐してもらうために、適切な職業の専門家を雇うことができる。そのために必要な経費は両当事者が負担する。

調停によって友好的な和解合意に達した場合、両当事者は合意書に署名をする。そして調停人はその和解合意書の内容に基づき調停書を作成する。調停書には調停人が署名し、調停センターの印影を押捺する。

第 IV 部 結論

現在、ますます多くの個人や企業が ADR の利点を認識している。調停は ADR の主な方法の 1 つとして、当事者に、自身の主張についてビジネス・ベースで友好的に和解し、仲裁あるいは訴訟に付随する費用、遅延あるいは敵対的行動の多くを回避できる優れた機会を提供する。よく言及される調停の利点には以下のものがある。

1. 弁護士費用およびその他の訴訟経費を削減し、速やかな解決を推進し、会社幹部の時間とエネルギーを節約する。

2. 交渉に対する共通のバリアを回避し、裁判所では得られない、独創的なビジネス本位の、両当事者が得をする解決策などの独自の解決策を、当事者自身が作り出すことを可能にする。
3. 利害を特定し（長期的、短期的な経済的利害、政治的問題、社会問題、個人的な利害、法律上の利害など）、取引関係や対人関係を維持しながら優先順位を付ける。
4. 当事者が合意に達しなかった場合には、仲裁または訴訟を行うという選択肢を保持し、ときには、調停人の「プロセス専門家」としての支援を得て、特定の状況に対する紛争解決手段を作り出す。

ここで強調する価値があるのは、紛争が調停中に解決しなかった場合でも、このプロセスは通常、問題のその後の解決にとっての準備作業となることである。紛争が仲裁に進んだ場合でも、調停は争点を絞り、明確にし、情報交換を促進し、両当事者が具体的な手続について合意することを可能にすることによって、その舞台を設定することができる。

調停は、中国では歴史的かつ文化的な理由で、好まれる紛争解決手段であるばかりでなく、商事紛争、特に国際的性質をもつ紛争の有効な解決手段であることを立証してきた。この事実は、実業界の高度な信頼と、正義を実現するためのより効率的かつ有効な手段をもたらすのに役立つような手法を特定し拡大するために、実業家や法律註釈者が注目する価値があることである。